

原動機付自転車は一時抹消制度がありません。

※軽二輪車・二輪の小型自動車とは異なります。

・軽自動車税は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されます。制度上、道路を走行していない車両やナンバープレートの交付を受けていない車両であっても課税対象になり、所有された場合は 15 日以内に町へ申告する義務があります。

一時的に廃車した原動機付自転車及び小型特殊自動車について、4月1日（賦課期日）をまたいで同一名義人（または同居のご家族の名義）で再登録した場合、引き続き車両を所有されているものとして、その年度の軽自動車税は納付していただくことになります。また、廃車申告済の原動機付自転車及び小型特殊自動車について、後日、譲渡証明書を添付して新所有者が再登録しようとする場合は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に軽自動車税が課税されます。なお、軽自動車税の課税を免れるために、原動機付自転車等を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第 463 条の 22 の規定（※）により 100 万円以下の罰金刑が科される場合がありますのでご注意ください。

※ 地方税法第 455 条（軽自動車税の脱税に関する罪） 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、100 万以下の罰金に処する。

・廃車が認められない場合の例

- ・しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車体はそのまま所有し続けていた。
- ・故障後、使用出来ない状態だったため廃車手続きをしたが、修理が完了したので再登録することにした。
- ・友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用することにした。
- ・商品車であるため、税がかからないようにナンバープレートを一時的に返却した。

上記の場合を含め、同一名義人による原付の一時的な廃車（または同居のご家族への譲渡）は認められません。すでにナンバープレートを返却した状態であっても、遡って軽自動車税の課税対象となります。

Q. 制度を知らなかったため、再登録するつもりで廃車手続きをしてしまいましたが、どうすればよいですか。

A. 廃車年月日まで遡って再登録し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税を課税いたしますので、税務課までお問い合わせをお願いいたします。

問合せ先
福井県越前市府中一丁目 13 番 7 号
越前市役所 税務課 資産税G
TEL : 0778-22-3014

参照条項（抜粋）

地方税法

（軽自動車税の納税義務者等）

第443条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。

（軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第452条 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

（軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第453条前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）

第454条市町村は、軽自動車税の納税義務者又は第444条第1項に規定する軽自動車等の売主が第452条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

道路運送車両法

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

（一時抹消登録）

第16条 登録自動車※※の所有者は、（中略）その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

※※ 新規登録を受けた自動車

上記のとおり、原動機付自転車は「自動車」に含まれないため、一時抹消登録をすることはできません。